

報告第13号

事故繰越しの繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、避けがたい事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり報告する。

平成23年6月10日提出

市川市長 大久保 博

平成 22 年 度 市 川 市 一 般 会 計

会計名	款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
					支出済額	支出未済額	
一般 会 計	土 木 費	河 川 費	排水施設整備事業	83,254,500 円	34,503,000 円	48,751,500 円	0 円
	教 育 費	社 会 教 育 費	公民館新設事業	151,971,750	33,430,000	118,541,750	0

事故繰越し繰越計算書

翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円 48,751,500	円 0	円 0	円 36,500,000	円 0	円 12,251,500	平成23年3月11日に発生した震災の影響により、人員、資機材および燃料の調達等に支障が生じ、年度内の完成が困難となったことから、事故繰越しとなるもの。
118,541,750	0	0	84,000,000	0	34,541,750	平成23年3月11日に発生した震災の影響を受けて、発注していた建設部材が被災地にある倉庫・製作工場であったことから物流の混乱により納品に遅延が生じ、年度内の完成が困難となったことから、事故繰越しとなるもの。